

エコアクション21ガイドライン及び関連資料の構成内容

現行版ガイドライン			
NO	項目	要求事項 (A)	解説 (B,C,D,E) 青：削除
6	実施体制の構築	エコアクション21環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する	<p>【解説】 環境経営システムを構築し、効果的な運用を図るためには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備することが必要です。代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人ひとりが、環境経営システムの中で自らがどのような役割を担っているのかを理解することが必要です。そのために、構築した実施体制を図等に取りまとめ全従業員に周知します。また、代表者は、組織の規模等の必要性に応じて、環境管理責任者*を任命します。環境管理責任者は、環境経営システム全体の構築、運用、維持に関する実務上の権限を代表者から委任され、責任を持つとともに、その状況を代表者に報告します。小規模事業者においては、各部門の責任者、環境管理責任者の役割を代表者が兼ねることも可能です。</p> <p>【推奨】 推奨事項・組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組を適切に実行するための資源※を用意する ※資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、環境への取組を実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備することです。</p>

2017年版ガイドライン	
要求事項（骨子に基づく）（AA）	
<ul style="list-style-type: none"> EA21環境経営システムを構築、運用、維持、環境への取組を実施するための効果的な実施体制の構築 実施体制における役割責任及び権限の定義及び周知 組織の代表者による経営資源（人・モノ・カネ）の用意 	
目的及び解釈（BB、CC） 赤：追加	
<p>【目的】 EA21環境経営システムを構築し、運用、維持を図るために推進体制を整備します。</p> <p>【解釈】 □EA21環境経営システムを構築、効果的な運用及び維持し、環境への取組を実施するには、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備します。 □代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等がEA21環境経営システムにおいて、何をするのか役割、責任及び権限を定めます。 □組織の一人ひとりが、EA21環境経営システムの実施体制及び自らがどのような役割を担っているのかを理解します。 □代表者はEA21環境経営システムの運用のために、必要となる経営資源（人（時間、技能、知識）、もの（設備、インフラ、資源）、金（設備投資、教育投資）等）を用意します。</p>	

ガイドラインとは別の中央事務局作成資料に掲載：要求事項、目的、解釈に事例、推奨事項を追加し整理（DD、EE）
<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織内で環境経営システムの役割、責任、権限を明確にした文書（組織図、役割・責任・権限表他）がある。 特定の人に業務が集中するのではなく、経営者、部門長、担当等幅広く役割が決められている。 EA21推進組織図を作成し、掲示、教育等により周知している。 環境委員会、EA21委員会等の組織内のコミュニケーション組織がある。 環境設備投資の計画、環境資格取得の計画等があり、資源が計画的に用意されている。 <p>【推奨事項】</p> <p>□経営者はエコアクション21の効果的な運用について、全責任があることを理解されると良いでしょう。</p> <p>□経営者は経営改善と環境改善を一体的に運用することにより、より効果が高めることができることを理解されると良いでしょう。</p>

※事業者の方にも理解易いように項目を立てて整理する。
環境管理責任者に関する記述を削除する。

現行版 審査及び判定の手引き（中央事務局作成）		
審査における判定基準	書類審査における留意点	現地審査における留意点
<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制が構築されていること。 実施体制における代表者、環境管理の責任者及び各部門の責任者等の、責任及び権限が定められていること。 	<p>⑨規模が比較的大きな事業者（従業員100人以上が一つの目安）については、実施体制図等をもとに確認し、実施体制図に記載してある部門等の責任者、設置された委員会等について、役割、責任及び権限が明確になっているかを確認する。</p>	<p>⑦実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な実施体制が構築されているかを確認する。 比較的大きな事業者においては、部門の責任者の役割、責任及び権限が定められていることを確認するとともに、審査人は、部門の責任者に、部門における環境活動計画に基づく取組の実施、環境目標を達成することの責任があることを認識させるよう指導・助言する。

2017年版審査及び判定の手引き 判定の基準（中央事務局作成）
<p>□EA21環境経営システムを構築、効果的な運用及び維持し、環境への取組を実施するため、組織の代表者をトップとする全員参加の実施体制を整備していること。</p> <p>* トップがリーダーシップを発揮しているか、または権限の委譲を通じ実態として問題なく運営できる体制を築いているか確認する。</p> <p>□代表者や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等がEA21環境経営システムにおいて、何をするのか役割、責任及び権限を定めていること。</p> <p>* 組織図、役割・責任・権限を定めたものがあれば確認する。ない場合は他の文書や実態として定まっておき、問題が生じていないか確認する。</p> <p>□組織の一人ひとりが、EA21環境経営システムの実施体制及び自らがどのような役割を担っているのかを理解していること。</p> <p>* 従業員の理解度はインタビューで確認する。</p> <p>□代表者はEA21環境経営システムの運用のために、必要となる経営資源（人、もの、金等）を用意していること。</p> <p>* 代表者へのインタビューで確認する。審査人が不足と感じる点があれば、その点も確認する。</p>

※記載内容が類似しているため「判定の基準」で一本化する。
審査人の確認方法を*で追記する。

現行版 審査チェックリスト（中央事務局作成）
<p>①エコアクション21環境経営システムを構築・運用・維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制ができていないか</p> <p>②実施体制における代表者や実行責任者、その責任及び権限が明確に定められているか</p> <p>③構築した組織は全従業員に周知され、各自の役割が認識されているか</p> <p>【推奨】 a 組織の代表者は環境への取組を適切に実行するための人員、設備、費用等を準備しているか</p>

2017年版審査チェックリスト（中央事務局作成）
<p>※判定の基準をそのままチェックリストにする。 解説の推奨事項は推奨としてチェックリストに入れ、必要に応じて審査人が事業者に教える。</p>